

◎新潟県教育委員会訓令第7号

教育庁本庁
県立学校

新潟県立学校職員安全衛生管理規程（平成9年4月新潟県教育長訓令第8号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県教育委員会
教育長 佐野 哲郎

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																								
<p>（校長の責務）</p> <p>第3条 校長は、この規程に定める事項を適切に実施し、職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するよう努めなければならない。</p> <p>別表1（第23条関係） 安全衛生委員会委員の増員数</p> <p>1 2以上の課程又は分校を有する学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校の名称</th> <th style="text-align: center;">増員数</th> <th style="text-align: center;">増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟翠江高等学校（通信制）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td><u>十日町高等学校（定時制）</u> （略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	新潟翠江高等学校（通信制）	（略）	（略）	<u>十日町高等学校（定時制）</u> （略）			<p>（校長の責務）</p> <p>第3条 校長（<u>園長を含む。以下同じ。</u>）は、この規程に定める事項を適切に実施し、職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するよう努めなければならない。</p> <p>別表1（第23条関係） 安全衛生委員会委員の増員数</p> <p>1 2以上の課程又は分校を有する学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校の名称</th> <th style="text-align: center;">増員数</th> <th style="text-align: center;">増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟翠江高等学校（通信制）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>2以上の課程及び分校を有する学校</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校の名称</th> <th style="text-align: center;">増員数</th> <th style="text-align: center;">増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十日町高等学校（定時制、分校）</td> <td style="text-align: center;">4人</td> <td> ・定時制の職員のうち、管理的立場にある者 1人 ・分校の職員のうち、管理的立場にある者 1人 ・安全又は衛生に関し経験を有する者2人 （第23条第6項ただし書の規定に該 </td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	新潟翠江高等学校（通信制）	（略）	（略）	（略）			学校の名称	増員数	増員内訳	十日町高等学校（定時制、分校）	4人	・定時制の職員のうち、管理的立場にある者 1人 ・分校の職員のうち、管理的立場にある者 1人 ・安全又は衛生に関し経験を有する者2人 （第23条第6項ただし書の規定に該
学校の名称	増員数	増員内訳																							
新潟翠江高等学校（通信制）	（略）	（略）																							
<u>十日町高等学校（定時制）</u> （略）																									
学校の名称	増員数	増員内訳																							
新潟翠江高等学校（通信制）	（略）	（略）																							
（略）																									
学校の名称	増員数	増員内訳																							
十日町高等学校（定時制、分校）	4人	・定時制の職員のうち、管理的立場にある者 1人 ・分校の職員のうち、管理的立場にある者 1人 ・安全又は衛生に関し経験を有する者2人 （第23条第6項ただし書の規定に該																							

<p>2 (略)</p> <p>3 寄宿舎及び給食調理場を有する学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) 東新潟特別支援学校</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 分校、寄宿舎及び給食調理場を有する学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) 月ヶ岡特別支援学校 <u>上越特別支援学校</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	(略) 東新潟特別支援学校	(略)	(略)	学校の名称	増員数	増員内訳	(略) 月ヶ岡特別支援学校 <u>上越特別支援学校</u>	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>当するもの)</td> </tr> </table> <p>3 (略)</p> <p>4 寄宿舎及び給食調理場を有する学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) 東新潟特別支援学校 <u>上越特別支援学校</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 分校、寄宿舎及び給食調理場を有する学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) 月ヶ岡特別支援学校</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			当するもの)	学校の名称	増員数	増員内訳	(略) 東新潟特別支援学校 <u>上越特別支援学校</u>	(略)	(略)	学校の名称	増員数	増員内訳	(略) 月ヶ岡特別支援学校	(略)	(略)
学校の名称	増員数	増員内訳																										
(略) 東新潟特別支援学校	(略)	(略)																										
学校の名称	増員数	増員内訳																										
(略) 月ヶ岡特別支援学校 <u>上越特別支援学校</u>	(略)	(略)																										
		当するもの)																										
学校の名称	増員数	増員内訳																										
(略) 東新潟特別支援学校 <u>上越特別支援学校</u>	(略)	(略)																										
学校の名称	増員数	増員内訳																										
(略) 月ヶ岡特別支援学校	(略)	(略)																										